

# 審 査 基 準

平成25年3月28日作成

法 令 名 : 火薬類取締法
根 拠 条 項 : 第19条第4項
処 分 の 概 要 : 運搬証明書の再交付
原権者（委任先） : 島根県公安委員会
法令の定め : 火薬類取締法第17条第8項、同第19条第4項（運搬証明書の再交付の申請）、 火薬類の運搬に関する内閣府令第5条（運搬証明書の再交付の申請）、同第8条（運 搬の届出等の経由）
審 査 基 準 :
標準処理期間 : 1日
申 請 先 : 出発地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課（係）
問 い 合 わ せ 先 : 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110）
備 考 :